

政令第 号

建設業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一号中「、第二項若しくは第四項」を「から第三項まで」に改め、同条第二号中「第五項前段」を「第四項前段」に改める。

第七条の三第一号中「、第二項又は第四項」を「から第三項まで」に改め、同条第二号中「並びに」を「及び」に、「、第三項及び第五項」を「から第四項まで」に改める。

第二十七条の三第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「国土交通大臣が指定する種目」を「建設機械施工、土木施工管理及び建築施工管理」に、「国土交通大臣の」を「国土交通大臣が」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条の五第一項第四号中「前各号」を「前三号」に、「学歴又は資格及び実務経験」を「知識及び経験」に改め、同条第二項中「次のとおり」を「次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者

」に改め、同項各号を次のように改める。

一 建設機械施工 次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ハ 受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者

ニ 建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を含む八年以上の実務経験を有する者

ホ 国土交通大臣がイからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

二 土木施工管理又は建築施工管理（国土交通大臣が指定する種別のものに限る。） 次のいずれかに該

当する者

イ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 受検しようとする種別に関し八年以上の実務経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

三 土木施工管理若しくは建築施工管理（前号の国土交通大臣が指定する種別のものを除く。以下「一般土木建築施工管理」という。）又は電気工事施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目（一般土木建築施工管理にあつては、種別。ロ(1)及び(2)において同じ。）に関し八年以上の実務経験を有する者

- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者
- ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- (2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者
- (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

第二十七条の七の表を次のように改める。

一級の技術検定の学科試験に合格した者	種目を同じくする次回の一級の技術検定の学科試験の全部
二級の技術検定の学科試験に合格した者	次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める技術検定の学科試験の全部 一 第二十七条の五第二項第一号又は第二号に掲げる種目 種目及び種別を同じくする次回の二級の技術検定 二 第二十七条の五第二項第三号に掲げる種目 種目（一

	一般土木建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定で国土交通大臣が定めるもの
一級の技術検定に合格した者	二級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
二級の技術検定に合格した者	種目を同じくする一級の技術検定の学科試験又は実地試験の一部で国土交通大臣が定めるもの
他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者又は国土交通大臣が定める検定若しくは試験に合格した者	国土交通大臣が定める学科試験又は実地試験の全部又は一部

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の建設業法施行令第二十七条の三、第二十七条の五及び第二十七条の七の規定は、平成十八年において行われる技術検定から適用するものとし、平成十七年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

理 由

建設工事に従事する若年の技術者の養成をめぐる情勢の変化に対応して建設業者における施工技術の向上を図るため、学校教育法による高等学校等を卒業した者で在学中に一定の学科を修めた者は、一定の種別の土木施工管理等に係る二級の技術検定を受検することができることとする等の必要があるからである。